

小見川中央地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小見川中央地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、香取市まちづくり条例に基づき、市民協働によるまちづくり活動を通じて、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務所を会長宅に置く。

(活動地域)

第4条 協議会の活動地域は、小見川中央地区とする。ただし、本協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉事業
- (2) 環境保全事業
- (3) 防災・生活安全事業
- (4) 教育・文化・スポーツ事業
- (5) 産業振興・まちづくり事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員及び委員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する活動地域（以下「活動地域」という。）に居住する住民
- (2) 活動地域に住所を置く事業所・団体等で役員会の承認を得た者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 協議会の委員は、各種団体を代表する者及び公募、推薦で総会の承認を得た者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 必要な人数
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

(顧問及び相談役)

第8条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員職務)

第9条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の事業及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- (5) 事務局長は、協議会事務を統括する。
- (6) 理事は、委員を代表する。
- (7) 会長を除く役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合は、会長が指名する他の役員がその職務を代行する。

(部会)

第10条 第5条で定める事業を遂行するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は、役員会の同意を得て、会長が会員の中から任命する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会には、会計その他の役員を置くことができる。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(役員及び部会員の任期)

第11条 第7条及び前条で定める役員及び部会員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 後任の役員及び部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

- 2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、会議に所属する者の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決するものとする。ただし、やむを得ない理由により出席できない場合は、その議決を委任状をもってかえることができる。

- 2 会議の議事は、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は委員及び部会長をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 定期総会は毎年1回、5月に開催するほか、会長が必要と認めた場合及び委員の2分の1以上の者から招集の請求があった場合は、臨時総会を開催する。

(総会の付議事項)

第15条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 地域まちづくり計画に関する事。
- (2) 委員及び役員を選任に関する事。
- (3) 事業計画、事業内容、予算、決算に関する事。
- (4) 規約の改廃に関する事。
- (5) その他重要事項に関する事。

(役員会)

第16条 役員会は、役員及び部会長により構成する。

2 役員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、その機能を代行することができる。

第4章 財務

(会計)

第17条 協議会の経費は、賛助金、交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第19条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を整備する。

第5章 その他

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年12月22日から施行する。

2 この協議会の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、この協議会の設立の日から平成27年の定期総会までとする。

3 第14条3 「定期総会は毎年1回、6月に開催するほか」、を「定期総会は毎年1回、5月に開催するほか、」に改正し

この規約は、平成29年6月23日から施行する。